

10. 既存不適格について

建築基準法には、建築物(又は昇降機など)が建築確認された時点の法令に基づいて建築した建築物(既存建築物)は、その後定められた法令の規定が及ばないこと(遡及しないこと)が定められている(法第3条第2項)。すなわち、「法の既存不適及の原則」である。一種の救済規定になっているが、これがいわゆる「既存不適格」である。

検査の結果、是正が必要と判断された項目があるときは、「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れることになるが、1台のエレベーター又は遊戯施設で、複数項目に「要是正の指摘あり」の場合、指摘された複数の項目すべてが法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合に限って、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れることになる。1箇所でも適用されない箇所があれば、「レ」マークは入れない。その場合は「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。

なお、当該検査項目が、既存不適格に該当するかどうかについては、「(3) 既存不適格の判断基準(P47～50)」を参考にすること。

[参考]法第3条第2項(適用の除外)

第3条(抄) この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

(1) 「既存不適格」を設置時期で判定する項目

設置後に施行された新法令及び改正法令に対し、適合していない場合は「既存不適格」として判定する必要がある。「平20国告第283号改正(平成28年11月1日)」では、耐震関係の既存不適格判定項目が多く追加された。その中には、「状態」での判定が難しい項目があるため、新たに「設置時期」での判定が付加された。

この「設置時期」の耐震関係既存不適格項目は次にて判定を行う。

- ① 告示「平25国告第1047号」「平25国告第1048号」の施行日「平成26年4月1日」**より前(平成26年3月31日以前)に確認申請又は確認済証が交付された昇降機**が「既存不適格」の判定となります。
- ② 「設置時期」で判定する項目は、17年業務基準書「4.2 平成20年国土交通省告示第283号別表の解説」の表の「既不」欄に「時期」と記載されている項目が該当する。(本作成要領書においても、次ページ「(3) 既存不適格の判断基準」の「時期による判定」欄に「○」を付し示す。)

<別表の解説例>

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	既不	解	
18	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。	時期	*	
		ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	状態	*	

- ③ 「設置時期」で判定された「既存不適格」は、特記事項欄に「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記載しなければならない。記入例は、第3章 1. 主索又は鎖で吊るエレベーター (3)「特記事項」の記入例を参照のこと。
【補足】設置時期で判定する検査項目の内、主索・主索の端部・マシンビーム・頂部綱車の支持はり・プランジャー・シリンダー・油圧配管・高圧ゴムホース等は平成12年建設省告示第1414号の強度検証法の規定に適合している場合およびロープ式(機械室あり)・油圧式のガイドレールで、かごの荷重・積載荷重が常時作用しない構造となっているものについては「指摘なし」判定となるため確認が必要。(関連告示:平成25年国土交通省告示第1047号)

(2) 「既存不適格」項目に不備・不具合が発生した場合の判定

設置時は法令で義務づけられていなくても、現行法で定められた範囲で不備・不具合があれば「要是正」と判定する。
<例>

- ① 旧耐震基準の場合は「既存不適格」指摘となるが、その装置・部品に不備・不具合が発生した場合その該当検査項目は「要是正」として指摘する。
- ② 「2(10) 地震時等管制運転装置」はS波地震感知器のみ設置の場合は「既存不適格」であるが、S波地震感知器不動作が発生した場合は「要是正」として指摘する。

番号	施行年月日	検査項目	目的・説明	準拠法令	時期(※)による判定
5(2)	平成21年9月28日 (昇降行程1m超え) 平成30年4月1日 (昇降行程1m以下)	乗り場の戸又は可動式のてすりのスイッチ	・取付けの状況	平成12建告1413号第1項九号ハ	
5(5)	平成21年9月28日	乗場の戸又は稼働式の手すり	・乗場の戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	平12建告第1413号第1 第九号ロ(1)	
5(8)	平成21年9月28日	昇降露側壁等の囲い	・昇降路側壁等の囲いの構造及び設置の状況	平12建告第1413号第1 第九号ロ(1)	
5(9)	平成26年4月1日	ガイドレール及びレールブラケット	・ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況	平25国告第1047号第一号 第二号、第三号	○
*1(9)	平成26年4月1日	駆動方式	・鎖の摩耗の状況	平25国告第1047号	○
*2(2)	平成21年9月28日	いす操作盤のボタン等及び操作レバー	・いす操作盤の押しボタンまたは操作レバーの作動の状況	平12建告第1413号第1第十号イ 平12建告第1413号第7第一号	
*3(3)	平成26年4月1日	ガイドレール及びレールブラケット	・ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況	平25国告第1047号第一号 第二号、第三号	○

(注):番号欄の番号は、別表3 (段差解消機)

(注):*付きの番号は、別表4 (いす式階段昇降機) を示す。

③ 平20国告第283号 別表第5(エスカレーター)

番号	施行年月日	検査項目	目的・説明	準拠法令
3(6)	平成12年6月1日	踏段相互のすき間	・踏段と踏段のすき間	令第129条の12第1項第一号
3(7)		スカートガード	・踏段と踏段のすき間スカートガードのすき間 (何れも、すき間は5mm以下)	平12建告第1417号第1 第一号、第二号
4(1)	昭和56年6月1日	インレットスイッチ	・手すり入り込み口スイッチの取付け (手すり入り込み口に異物が引き込まれたとき、 運転を停止)	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号ホ
4(3)	昭和56年6月1日	スカートガードスイッチ	・スカートガードスイッチの取付け (踏段側面とスカートガードとの間に強く挟まっていた 場合に運転を停止)	令第129条の12第5項 平12建告第1424号第二号ニ
4(7)	令和6年4月1日	ハンドレール停止検出装置	・ハンドレール停止検出装置の作動の状況	平12建告第1424号第二号へ
5(1)	平成12年6月1日	交差部固定保護板	・交差部固定保護板の取付け (三角部保護板の取付け及び固定)	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第三号
5(2)	令和6年4月1日	転落防止柵・進入防止用仕切板及び誘導柵	・ハンドレールと転落防止柵とのすき間 (すき間は160mm以上、200mm以下) ・ハンドレールと誘導柵とのすき間 (すき間は160mm以上) ・外側板と進入防止用仕切板とのすき間 (すき間は110mm以下) ・ハンドレール下面と進入防止用仕切板との距離 (距離は25mm以上)	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第五号 令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第六号 令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第七号 令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第七号
5(4)	令和6年4月1日	踏段上直部の障害物	・踏段上直部の障害物の状況 (踏段から鉛直距離2100mm以内に障害物がないこと)	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第九号
5(5)	令和6年4月1日	交差部可動警告板	・交差部可動警告板の取付けの状況 (警告板の構造及び設置の状況)	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第四号
5(7)	令和6年4月1日	登り防止用仕切板	・登り防止用仕切板の設置の状況 (ハンドレール下面と登り防止用仕切板の距離は25mm以上)	令第129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第八号

④ 平20国告第283号 別表第6(小荷物専用昇降機)

番号	施行年月日	検査項目	目的・説明	準拠法令
4(1)	平成24年6月7日	昇降路における壁又は囲い	・開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況	平20国告第1446号第一号二
4(2)	平成21年9月28日	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠	・戸相互および戸と出し入れ口枠とすき間の状況	平20国告第1446号第七号
4(6)	平成12年6月1日	ドアロック	・ドアロックの作動状況	令第129条の13第四号

② 主索の摩耗・摩損・錆の記入例 [事例1～14]

【事例:1】 素線切れ及び錆は認められない。《指摘なし》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号		
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格			
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)		98.3 %	○		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (素線切れなし) 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下		1よりピッチ内の素線 切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし)		— %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (—) 直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)		1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 — 本			
			主索本数 (3) 要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (—)					
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)		伸び %			
			鎖本数 ()					
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

[別添] 最も摩耗した位置の写真を添付する。

【事例:2】 素線切れがあり、錆は認められない。《指摘なし》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号		
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格			
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (2) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)		98.3 %	○		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下		1よりピッチ内の素線 切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 2 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし)		— %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (—) 直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)		1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 — 本			
			主索本数 (3) 要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (—)					
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)		伸び %			
			鎖本数 ()					
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

[別添] 最も摩耗した位置と最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例:3】 素線切れが生じた部分の断面積の割合が70%以下で、かつ1構成より1ピッチの素線切れが2本を超える場合 《要是正》

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号		
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格			
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (15.2 mm) 未摩耗直径 (16.0 mm)		95.0 %	○		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (3-1) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下		1よりピッチ内の素線 切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 3 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり なし)		— %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (—) 直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)		1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 — 本			
			主索本数 (3) 要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (1)					
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)		伸び %			
			鎖本数 ()					
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

[別添] 最も摩耗した位置と最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例:13】 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある。他主索で1構成より1ピッチ内の素線切れがある。《要重点点検》

番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既 存 不適格		
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (2) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm)		97.5 %	○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (1-□) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下		1よりピッチ内の素線 切れ数 12 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 4 本	
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり) なし		97.5 %	
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (4) 直径 (11.75 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-□)		1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本	
			主索本数 (4) 要重点点検の主索の番号 (2, 4) 要是正の主索の番号 (-)			
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 ()		伸び %	
			測定長さ (mm) 基準長さ (mm)			
			鎖本数 ()			
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()			
						

[別添] 同一主索(No.2)において、摩耗、摩損が発生しているため位置が異なればそれぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。
錆発生は別の主索(No.4)で発生しているため、個別に最も赤錆が見える谷部を撮影した写真が必要。

【事例:14】 素線切れなし。錆びた摩耗粉により谷部が赤さび色に見える箇所がある。《要重点点検》

番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号	
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既 存 不適格		
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)		98.3 %	○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (素線切れなし) 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下		1よりピッチ内の素線 切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本	
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり) なし		98.3 %	
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-□)		1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 - 本	
			主索本数 (3) 要重点点検の主索の番号 (1) 要是正の主索の番号 (-)			
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 ()		伸び %	
			測定長さ (mm) 基準長さ (mm)			
			鎖本数 ()			
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()			
						

[別添] 最も摩耗した主索位置と最も摩損した主索位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

第3章 検査結果表の記入要領

【段差解消機】

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適合	
4	かご室					
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床					
(2)	かごの戸又は可動式の手すり					
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ					
(4)	かご操作盤及び表示器					
(5)	リモートコントロールスイッチ					
(6)	外部への連絡装置					
(7)	非常停止スイッチ					
(8)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(9)	車止め					
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離					
(11)	かご非常止め装置(*) 形式：速度検出式・緩み検出式					
(12)	かごのガイドシュー等					
(13)	かごの折りたたみ機構					
(14)	かごの着脱機構					
(15)	運転キー					
5	乗り場及び昇降路					
(1)	乗り場の操作盤					
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ					
(3)	ドアロック					
(4)	非常停止スイッチ					
(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり					
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ					
(7)	移動ケーブル及びトロリー					
(8)	昇降路側壁等の囲い					
(9)	ガイドレール及びレールブラケット					
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー					
(11)	障害物検出装置					
(12)	折りたたみレール					
6	上記以外の検査項目(*)					
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
(8)	ブレーキ					
	プランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)					
	非常停止時の踏段停止距離測定					
	V=定格速度 > (V ²) ₉ ≤ 踏段停止距離 ≤ 600mm					
(9)	減速機					
(10)	駆動鎖の張りの状況(*)					
	イ. 製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%)					
	ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)					
	スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況(*)					適・否
	駆動鎖の伸び					
	イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)					
駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ(*)						
イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)						
二. 歯面を目視により確認					適・否	
給油の状況					適・否	
(11)	踏段反転装置					
2	昇降口					
(1)	ランディングプレート					
(2)	くし板					
(3)	くし板及び踏段のかみ合い					
(4)	インレットガード					
(5)	昇降起動スイッチ					
(6)	警報及び運転休止スイッチ					
(7)	速度 (定格速度: m/min)(*) 報告書二面と同じであること					
		上昇	m/min			
		下降	m/min			
3	中間部					
(1)	ハンドレール駆動装置 (検査事項: 摺動部の摩耗状況については挟圧式が検査対象)					
(2)	ハンドレール					
(3)	内側板					

数値の基準値には以下・以上・未満・
超え等を記入すること。
※ロープ式1(14)参照

通常、使用している定格速度
での停止距離を記入する。

数値の基準値には以下・以上・未満・
超え等を記入すること。
※ロープ式1(14)参照

エスカレーター多段式の場合は
全ての速度を記入。
例:(30・40・45)

通常使用している定格速度の実測値を記入。
定格速度の110%超は「要是正」となる。

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(4)	踏段					
(5)	踏段レール又はローラー					
(6)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間(*)	踏段鎖の給油の状況	適・否			
		ベルトの劣化の状況	適・否			
		踏段相互のすき間 (要重点・既存不適格の対象項目)	mm			
(7)	スカートガード	要是正=5.0mm超	要重点点検=4.75mm超	要是正=5.0mm超		
4	安全装置					
(1)	インレットスイッチ					
(2)	非常停止ボタン					
(3)	スカートガードスイッチ					
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ					
(5)	踏段浮上り検出装置					
(6)	駆動鎖切断時停止装置(*)	作動の状況	適・否			
		可動部の状況	中間駆動方式の場合は対象外	適・否		
		設定の状況	中間駆動方式の場合は対象外	適・否		
(7)	ハンドレール停止検出装置					
5	安全対策					
(1)	交差部固定保護板					
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 (※設置がある場合は検査対象)					
(3)	落下物防止網 (※設置がある場合は検査対象 (落下物防止柵 (板) を含む)					
(4)	踏段上直部の障害物					
(5)	交差部可動警告板 (※交差部固定保護板に近接し設置されているもの)					
(6)	踏段面注意標識					
(7)	登り防止用仕切板 (※設置がある場合は検査対象)					
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置					
6	その他					
(1)	車いす搬送用踏段					
7	上記以外の検査項目(*)					
<p>点検事項が点検の対象エスカレーターに適用されない場合は、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取り消し線で抹消する。</p>						
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	
5 (1)	交差部固定保護板	設置構造上不要	現行法令で設置義務があるため、設置不要の時は必ず理由を記入する。(必須)			
5 (3)	落下防止網	設置構造上不要 (人や物が落下する恐れのない設置環境)	安全対策が不要な場合の記入例			
5 (7)	登り防止用仕切板	設置構造上不要 (人が登る恐れのない設置環境)				
		進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例				
5 (2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200mm以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。		不適合ではないが安全性を向上させるために、進入防止 (板) 柵の設置を要望する。		
			「要是正」判定の安全対策に関する当面の措置が講じられている場合の記入例			
5 (2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 (要是正)	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として、要是正とした転落防止柵に「すりぬけ禁止」の張り紙が掲示されていることを確認。(掲示: ○○年○月)		

(2) 検査結果表の記入要領

別記第六号(A4)

検査結果表

【小荷物専用昇降機】

(第1第1項第6号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者(*)		
	その他の検査者(*)		

番号	検査項目	検査結果				昇降機番号	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	機械室						
(1)	機械室への経路及び点検口						
(2)	点検用コンセント						
(3)	開閉器及び遮断器						
(4)	制御器 接触器、継電及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点(*) 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可				
		ブレーキ用接触器の接点(*) 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 ロ. やむを得ない事情により、	適・否・確認不可				
(5)	ヒューズ						
(6)	絶縁：電動機の回路(300V以下・300V超)					MΩ	
	(*) 制御器等の回路の300Vを超える回路					MΩ	
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路					MΩ	
	制御器等の回路の150V以下の回路					MΩ	
(7)	接地						
(8)	減速歯車						
(9)	巻上機 綱車又は巻胴(*)	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 () mm	適・否				
		ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩擦差の状況	適・否				
(10)	軸受						

【記載凡例】
 ① 検査項目欄中、青字は「平成20国告第283号改正」による追加・変更を示す。
 ② 検査項目欄中、黒太字は「記入例」を示す。
 ③ 項目「(*)」は、別途解説有り